

## 老齡基礎年金の繰り下げ請求について

老齡年金は、65歳で請求せずに66歳以降70歳までの間で申し出た時から繰り下げて請求できます。繰り下げ受給の請求をした時点に応じて、最大で42%年金額が増額されます。繰り下げには、老齡基礎年金の繰り下げと老齡厚生年金の繰り下げがあります。ここでは、老齡基礎年金の繰り下げ請求の概要について紹介させていただきます。

### 老齡基礎年金の繰り下げ受給（昭和16年4月2日以後に生まれた方）

昭和16年4月2日以後に生まれた人については、支給の繰り下げを申し出た日の年齢に応じてではなく、月単位で年金額が増額が行われることとなります。また、その増額率は一生変わりません。

増額率=（65歳に達した月から繰り下げ申出月の前月までの月数）×0.007

年齢の計算は「年齢計算に関する法律」に基づいて行われ、「65歳に達した日」とは、65歳の誕生日の前日となります。

（例）4月1日生まれの方が65歳に達する（した）日は、誕生日の前日の3月31日となります。

### <老齡基礎年金繰り下げ請求にかかる注意点>

- 繰り下げできるのは、他年金の権利が発生するまでの間です  
65歳に達した日から66歳に達した日までの間に、遺族基礎年金、障害基礎年金もしくは厚生年金保険や共済組合など被用者年金各法による年金を受ける権利がある場合は、繰り下げ請求をすることはできません。
- 66歳に達した日より後に他の年金を受ける権利ができた場合は、その年金を受ける権利ができた時点で増額率が固定されます  
この場合、65歳からの本来支給の老齡基礎年金及び老齡厚生年金をさかのぼって請求するか、他の年金が発生した時点の増額された繰り下げ支給の老齡基礎年金及び老齡厚生年金の請求をするかを選択できます。  
※平成17年3月31日以前に他の年金を受ける権利がある場合は、老齡基礎年金の繰り下げ請求はできません。
- 繰り下げ請求は、老齡基礎年金の権利発生から1年以上待ちましょう  
65歳に達した日以後に年金の受け取りに必要な加入期間を満たして老齡基礎年金を受ける権利ができた方で、繰り下げ請求を予定している場合は、その受ける権利ができた日から1年を経過した日より後に繰り下げ請求ができます。
- 老齡厚生年金と老齡基礎年金をそれぞれに繰り下げ時期を選択できます  
昭和17年4月2日以降生まれの方（平成19年4月1日以降に老齡厚生年金を受ける権利ができた方を含む）は、老齡厚生年金と老齡基礎年金を別々の希望月で繰り下げできます。
- 加算額は、繰り下げしても増額されません  
振替加算額は、繰り下げしても増額されません。また、繰り下げ待機期間中は、振替加算部分のみを受けることはできません。
- 繰り下げによる年金は、請求された月の翌月分（66歳に達した日より後に他の年金を受ける権利ができた場合は、権利が発生した月の翌月分）からの支払いとなります  
また、70歳到達日以後の繰り下げ請求は、請求時期にかかわらず70歳到達時点での増額率になり、70歳到達月の翌月分からの支払いとなります。  
※平成26年4月1日より前に70歳に到達している方が、平成26年4月1日以降に遅れて請求した場合、平成26年5月分からは年金は支払われません。
- 「繰り下げによる増額請求」または「増額のない年金をさかのぼって受給」のどちらか一方を選択できます  
繰り下げ請求をせず、66歳以後に65歳にさかのぼって、本来支給の年金を請求することもできます。70歳到達（誕生日の前日）月より後に65歳時にさかのぼった請求が行われると、時効により年金が支払われない部分が発生します。必ず70歳到達月までに請求してください。
- 繰り下げ請求は、遺族が代わって行うことはできません  
繰り下げ待機中に亡くなられた場合で、遺族の方からの未支給請求が可能な場合は、65歳の本来請求で年金決定されたうえで未支給年金として支払われます。

### 老齡基礎年金の繰り下げ受給（昭和16年4月1日以前に生まれた方）

希望すれば66歳以降から、繰り下げて老齡基礎年金を受けることができます。繰り下げ支給の請求をした時点の年齢に応じて年金額が増額され、その増額率は一生変わりません。